

令和6年度

旭川農業水利事業

河川協議資料作成業務

特別仕様書

東北農政局旭川農業水利事業所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

旭川農業水利事業河川協議資料作成業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「設計共通仕様書」という。)によるほか、設計共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、国営旭川土地改良事業計画に基づき、旭川地区の河川工作物の改修に必要な河川協議図書の作成及び河川管理者との協議調整に伴う河川協議図書の精査を行うものである。

(場所)

第1-3条

業務位置は、秋田県横手市大字大沢字下庭当地内他で別添位置図に示すとおりである。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-4条

本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- 2 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- 3 その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- 4 業務成果品のミス、不備 等

(一般事項)

第1-5条

業務請負契約書及び設計共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- 1 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- 2 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- 3 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-6条

- 1 管理技術者は、設計共通仕様書第1-6条3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	
博士	農学	

(担当技術者)

第1-7条

- 1 担当技術者は、設計共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-8条

設計共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び設計共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- 1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する業務分担を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- 2 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(保険加入)

第1-9条

受注者は、設計共通仕様書1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条

- 1 設計作業の基本的事項に関しては、次の技術基準等を優先して適用するものとする。なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名称	発行所	制定(改訂)年月
1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(社)農業土木事業協会	平成5年3月
2	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会	平成15年8月
3	土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」	(公社)農業農村工学会	平成20年3月
4	土地改良事業計画設計基準・設計「水路工」	(公社)農業農村工学会	平成26年3月
5	改訂 解説・河川管理施設等構造令	(社)日本河川協会	平成22年4月

(貸与資料)

第2-2条

貸与資料は、次のとおりである。

分類	貸与資料	数量
業務報告書	平成29年度 旭川農業水利事業 河川協議資料作成業務	1式
業務報告書	平成30年度 旭川農業水利事業 黒沢川頭首工調査測量設計業務	1式
業務報告書	平成30年度 旭川農業水利事業 河川協議資料作成業務	1式
業務報告書	令和2年度 旭川農業水利事業 布晒揚水機場他撤去測量設計業務	1式
業務報告書	令和2年度 旭川農業水利事業 新一の堰頭首工実施設計業務	1式
業務報告書	令和2年度 旭川農業水利事業 河川協議資料作成業務	1式
業務報告書	令和3年度 旭川農業水利事業 黒沢川頭首工他補足設計その他業務	1式
業務報告書	令和4年度 旭川農業水利事業 河川協議資料作成その他業務	1式
その他	黒沢川頭首工及び新一の堰頭首工 河川法第23・24・26条に係る 同法第95条協議に係る令和5年度予備協議資料	1式

上記以外に必要な資料がある場合は、監督職員と協議するものとする。

(貸与資料の取扱い)

第2-3条

第2-2条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙-1【作業項目内訳表】(作業実施欄)に○印で示すものとする。

作業項目	数量	備考
1 河川協議資料作成	1式	
2 協議調整に伴う河川協議資料の精査(継続協議)	1式	

(作業の留意点)

第3-2条

- 1 設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。
 - (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
 - (2) 第2-1条、第2-2条及び設計共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
 - (3) 作業にあたっては、作業の順序、方法、作業内容の詳細について監督職員と十分な打合せを行い、作業の円滑な進捗を図るものとする。

(業務の成果品質確保対策)

第3-3条

契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省WEBサイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

1 業務確認会議

業務の着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者等が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

- (1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。
 - ア 設計条件・前提条件
 - イ 業務計画の妥当性
 - ウ スケジュール
 - エ 設計変更内容
 - オ その他：事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等
- (2) 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

2 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者等が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。

3 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

（業務管理）

第3-4条

情報共有システム

- 1 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- 2 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 WEB サイト参照）によるものとする。
- 3 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第4章 打合せ

（打合せ）

第4-1条

設計共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。
また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

- 初回 作業着手の段階
- 第2回 中間打合せ（河川協議資料(案)の作成段階）
- 最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打ち合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、設計共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

（成果物）

第5-1条

成果物を設計共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- 1 成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R 等）により別途 1 部提出するものとする。

2 成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

（成果物の提出先）

第 5 - 2 条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

秋田県横手市本町 2 番 9 号（横手法務合同庁舎 1 階）

東北農政局旭川農業水利事業所

第 6 章 契約変更

（契約変更）

第 6 - 1 条

業務請負契約書第 17 条から 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- 1 第 3 - 1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- 2 第 4 - 1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- 3 第 5 - 1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- 4 履行期間の変更が生じた場合。
- 5 関係機関等との対外的協議等により、設計計画等に変更が生じた場合。
- 6 その他

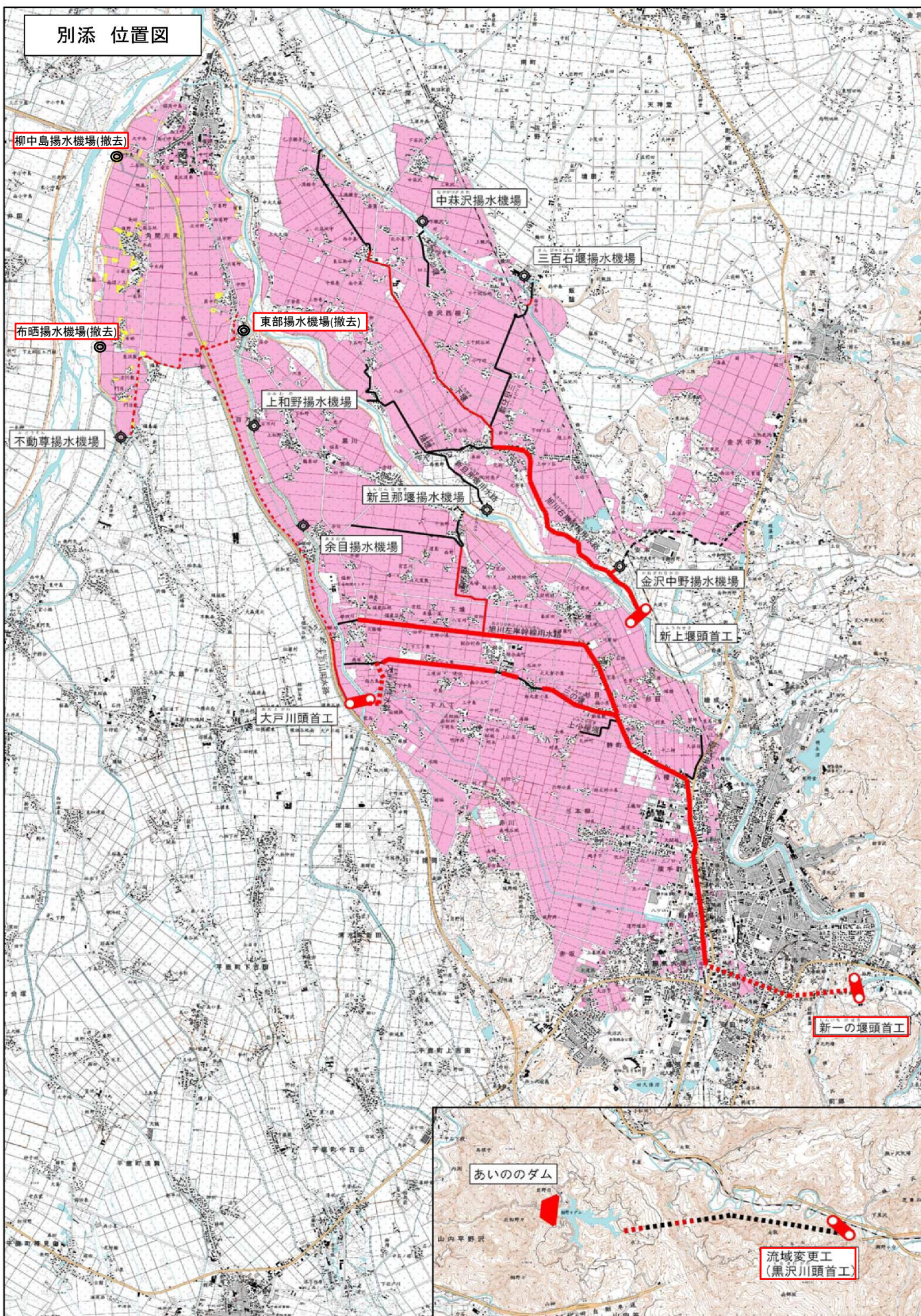
第 7 章 定めなき事項

（定めなき事項）

第 7 - 1 条

本特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

: 業務対象位置



【作業項目内訳表】

項 目	作 業 内 容	対象施設	作業 実施欄
1. 河川協議資料作成			
1-1. 資料の検討	業務実施のための貸与資料を整理し、内容を把握するとともに、作業計画を樹立する。	布晒揚水機場(既設撤去) 柳中島揚水機場(既設撤去) 東部揚水機場(既設撤去)	○
1-2. 河川法第24条及び第26条第1項に関する協議図書の作成	貸与資料に基づき、概要説明資料(河川法第26条ダイジェスト版)の作成及び河川法第24条及び第26条第1項に関する河川協議図書の編纂を行う。		○
1-3. 協議調整に伴う河川協議資料の精査	1-2の協議図書について、発注者が行う河川管理者との協議調整に対応した精査と変更を行う。		○
1-4. 点検とりまとめ	各作業における成果物について点検、とりまとめを行い、業務報告書を作成する。		○
2. 協議調整に伴う河川協議資料の精査(継続協議)			
2-1. 資料の検討	業務実施のための貸与資料を整理し、内容を把握するとともに、作業計画を樹立する。	黒沢川頭首工 新一の堰頭首工	○
2-2. 協議調整に伴う河川協議資料の精査	過年度に作成した河川法第24条及び第26条第1項に関する協議図書全般について、発注者が行う河川管理者との協議調整に伴う軽微な修正等(改修計画工法の見直し、構造計算や不等流計算などは含まない)を行う。		○
2-3. 点検とりまとめ	各作業における成果物について点検、とりまとめを行い、業務報告書を作成する。		○